議案第11号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の公布に伴い、君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第3号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第17号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。 附則第3項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税に あっては、100分の2.5)」を加える。

附則第15項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第18項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第19項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33 項」に改める。

附則第20項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第21項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第22項を附則第23項とし、附則第21項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

2 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の君津市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例 による。 改正案

火止未

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計 画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法 第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価 格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分 の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画 税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を 除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整 都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市 計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

13~14 省略

附則

15 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、</u> 第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項 現 行

附則

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

13~14 省略

15 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、</u> 第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項 まで、第39項、第40項若しくは第44項

15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある 各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」と あるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3ま で若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

18 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

19 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

20 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(法<u>附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)

21 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

22 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を 受けようとする者がすべき申告)

23 省略

まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第16項の条例で定める割合)

18 法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

19 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

20 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(法<u>附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)

2 1 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を 受けようとする者がすべき申告)

22 省略